

令和5年度

事業計画

社会福祉法人 成田市社会福祉協議会

## 令和5年度成田市社会福祉協議会事業計画

### 基本方針

昨年2月のロシアのウクライナ侵攻が引き金となった不安定な国際情勢や物価高は、1年が経過しても改善される兆しがなく、令和2年から続いている新型コロナウイルス感染症も、4年目を迎えてようやくマスク着用が個人の判断に委ねられたり、5月8日から感染症法上の分類が5類に移行される予定になるなど状況に変化が現れてきたものの、まだ終息の目途は立たず、社会情勢の先行きの不透明さは続いています。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金・総合支援資金等の特例貸付」事業は令和4年9月末日をもって受付を終了し、約5,000件、17億円を超える貸付が行われました。この償還業務（債権管理）が令和5年1月から始まっており、償還が困難な借受人に対し、償還免除や償還猶予へのフォローアップ支援や訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援に取り組み、自立の援助に努めているところです。

そのような中、令和5年度は、「優しい笑顔が広がり 支え合いと助け合いを築く 福祉のまち 成田」を基本理念とする「第4次成田市地域福祉活動計画」の2年目となり、地域福祉活動の発展と強化を図るとともに、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける「地域共生社会」の実現に向け、感染症対策に十分配慮した上で、「できる活動」を模索し、各種関係団体や関係機関と連携して地域支援体制を強化して、福祉のまちづくりに取り組んでまいります。

また、社会福祉法人として運営における透明性の確保とガバナンスの強化を行い、社会福祉の担い手としての役割や活動への理解を広めるとともに福祉サービスの向上に努めてまいります。

## 重点目標

- ①広報・ホームページを中心に、フェイスブックなどあらゆる手段を講じて、情報発信の充実を図るとともに、法人運営の透明性を確保します。また、イベント参加を通じて、本会の周知と地域福祉の啓発に取り組み、社会福祉大会や福祉作品コンクール、福祉教育などの推進により、市民への福祉意識の浸透を図ります。
- ②地区社協との連携を密に行い、コロナ禍により中断していた地域福祉活動の再開や、新たな活動を検討・実施するためのバックアップや相談体制を確立します。また、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議などに積極的に参加することで、地域の実情把握に努めます。
- ③生きがいづくりや地域のコミュニティづくり、社会的孤立の防止を図るため、各種サロン事業を感染予防対策を行った上で展開し、地域の交流の場を提供することで、地域に根差した活動を目指します。
- ④ボランティアセンターでは、感染予防対策を行った上で、保健福祉館以外の施設利用も検討しながら、子育て支援や障がい者支援などさまざまなボランティア養成講座を開催し、地域福祉活動推進のための原動力となる人材発掘や育成に努めます。災害時に備え、災害ボランティア養成講座や立ち上げ・運営訓練を行い、運営側（受け入れ側）のボランティア育成に取り組みます。「災害ボランティアセンターの支援に関する協定」を締結した6団体と連携を図り、円滑に運営ができるように努めます。
- ⑤なりたファミリー・サポート・センターでは、子育て世帯が安心して育児や仕事との両立ができるよう、利用の拡大に努めます。協力会員には知識向上のための各種講習会を実施します。活動を担う協力会員の増加にも注力していきます。
- ⑥高齢者、障がい者世帯などが安心して生活できるよう、住民参加型サービス事業「成田おたすけ隊」の活性化を促します。具体的には、家事援助をより利用しやすくするために設けた短時間サービスと就学前幼児や乳児がいる世帯までのサービス対象拡大を引き続き行うとともに、会員の増加にも努めます。
- ⑦生活困窮者支援事業では、フードパントリーを開催するなど、年間を通じた食料等の支援に取り組みます。
- ⑧地域支え合いの場づくり事業では、講座の開催や居場所づくり助成金の交付を行い、地域住民が主体となって立ち上げ・運営する集いの場や居場所づくりを支援します。
- ⑨移送サービス事業では、介護を必要とする方等の医療機関等への送迎が主な運行とな

るため、利用者の感染予防対策を行った上で安全を第一に、車内での気配りや思いやりに努め、常に適正な運行を心がけます。

- ⑩高齢者や障がい者の方々が安心して自立した地域生活を送るため、日常生活自立支援事業として、福祉サービスの利用援助や財産の管理及び財産保全サービスを適正に行い、対象世帯への支援に取り組みます。
- ⑪善意銀行事業の福祉金庫では、相談窓口体制をこれまで同様に充実させて、貸付を行うことにより相談者世帯の経済的自立を図ります。また、貸付金の管理及び債権処理を引き続き適正に行います。
- ⑫生活困窮者自立支援事業においては、引き続き社会福祉法人大成会と事業共同体として相談種別を問わない総合的な支援体制づくりを推進します。また、「多岐の分野にまたがる相談者」や「声なき弱者」の対応など、行政機関や他の支援団体とも連携して、支援者の生活の安定や自立に向けた支援活動を行っていきます。
- ⑬生活支援コーディネーター業務においては、市内全域を担当する第1層生活支援コーディネーターとして、各地域包括支援センターに配置された第2層生活支援コーディネーターと連携して地域の実情を把握し、支援体制の充実・強化を図ります。特に今年度から第2層生活支援コーディネーターが認知症地域支援推進員を兼務することから第2層生活支援コーディネーターの役割が最大限発揮されるよう後方支援を強化します。
- ⑭民生委員・児童委員が、研修会等に参加することにより、個々の研鑽を積むことへの支援を行います。また、コロナ禍における訪問・相談活動を安心して行えるように、行政、地域包括支援センターと連携してサポート体制の向上に努めます。
- ⑮成田市保健福祉館の空調施設改修工事に伴い利用が制限されますが、工事期間中も安全に利用できるよう、保健福祉館の管理、運営を行います。

事業実施計画

事業	目的	主な実施事項
会の運営並びに連絡調整	会の運営と組織、財務、事業の審議並びに調整を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事会及び評議員会の開催並びに監査の実施</li> <li>2 関係機関、団体との連絡調整</li> <li>3 役職員の研修</li> </ol>
広報啓発事業	社協で行っているサービスや事業を紹介するとともに、市民に身近で関心のある内容をより多く掲載し、サービスを利用してもらえるように広報啓発活動を展開する。 また、紙面を利用しPR及び収益事業を行う。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「福祉なりた」の発行(5、7、10、1月)</li> <li>2 ホームページでの事業紹介と最新情報への更新</li> <li>3 福祉ちば等、各種福祉広報の配布</li> <li>4 フェイスブックなどでの周知、最新情報への更新</li> <li>5 有料広告を募集し、広報に掲載、収益を図る</li> </ol>
会員募集事業	市民等の社会福祉への総参加を目指し、社協事業への理解を深め、会員の増員を図る。 安定した財源確保のため、社協事業を理解しやすいよう、社協パンフレット作成配布等広報活動により特別賛助会員等の拡大を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般会員募集(区・自治会・町内会への働きかけ)</li> <li>2 特別会員及び特別賛助会員の拡大のため、ダイレクトメールや広報紙掲載等、幅広い広報活動を行う。</li> <li>3 特別会員及び特別賛助会員に会員証を発行</li> </ol>
保健衛生事業との連携	保健衛生を目的とする事業との連携を密にし、市民の健康増進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講演会を健康づくり推進協議会と共催</li> </ol>
福祉団体助成事業	市内福祉団体の事業費の一部を助成することにより、連携を保ち、事業運営の向上を図ることで、社会福祉の増進に寄与する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉団体との連絡調整</li> <li>2 福祉団体への活動費助成金の交付</li> </ol>
社会福祉大会事業	福祉関係功労者及び福祉作品コンクール入賞者の表彰を行う。 福祉講演会を行い地域福祉活動の宣伝、普及を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市社会福祉大会の開催及び福祉関係功労者の表彰</li> <li>2 福祉作品コンクールの実施</li> <li>3 県社会福祉大会への参加</li> </ol>
地域コミュニティづくり推進事業	地域の住民が抱えている問題や悩みを地域の福祉課題としてとらえ、地域住民が互いに協力し合って解決を図ることを目的とし、地区社協と連携を取りながらし、その活動を推進、支援する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区社協との連絡調整</li> <li>2 地区社協への助成</li> <li>3 ふれあいいきいきサロンへの協力</li> <li>4 地域福祉フォーラム設置への支援</li> <li>5 地区敬老会の共催</li> <li>6 地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議への積極的協力、参加</li> </ol>
ボランティアの育成及び活動促進	ボランティアを育成するとともにその活動を促進し、コロナ禍における感染予防を踏まえた地域福祉活動の支援を図る。 ボランティアセンターの常設により活動の利便強化を図る。 災害ボランティアセンターの設置に関し、関係団体と協働し組織体制を整備する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアの登録、斡旋、調整</li> <li>2 ボランティア情報の提供</li> <li>3 ボランティア養成講座の開催</li> <li>4 ボランティア連絡協議会との連絡調整及び助成</li> <li>5 ボランティアグループへの活動助成</li> <li>6 広報紙「ぼかぼか」の発行</li> <li>7 福祉体験器材の貸出し</li> <li>8 古切手、プルタブ等の収集協力</li> <li>9 介護支援ボランティアの登録、活動管理</li> <li>10 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練の実施</li> </ol>

事業	目的	主な実施事項
なりたファミリー・サポート・センター事業	地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行う。育児と仕事を両立し、安心して働ける環境づくり、また子育て中の親の孤立化を防ぎ、不安や悩みを解消しながら、安心して子育てができるようにする。	1 利用会員及び協力会員募集 2 コーディネーターの設置 3 利用会員へサービス提供と協力会員の資質向上 4 入会説明会、基礎研修会、交流会の実施 5 子育て応援セミナーの開催 6 会報紙「ひよこ通信」の発行
心配ごと相談所の運営	日常生活上の悩みをもつ市民に対して、積極的に相談に応じ、個々の問題の解決又は関係機関に連絡斡旋を行い、それぞれの問題について適切な助言と指導を行う。	1 相談所の開設 2 相談員の研修
子育て支援事業	子育て世帯を対象とした事業や助成を行うことで、子育て支援を図る。	1 子育て交流広場の開催 2 交通遺児激励見舞金及び勉学奨励金の交付、受験費用助成金の交付
高齢者福祉事業	高齢者の長寿を祝い、豊かで生きがいのある老後を築くことに寄与する。	1 地区敬老会の共催 2 シルバーいきいき作品展の後援
障がい者福祉事業	心身障がい児・者の福祉増進と障がい児・者に対する正しい理解の普及に努める。	1 憩いのサロン・HIKIKOMORI ほっとサロンの開催 2 精神障がい者ピアサポーター養成講座の開催 3 夏休み子どもふれあいサロンの開催 4 心身障がい児・者日帰り旅行
児童福祉事業	地域で行う子育て行事を支援し、児童の健全育成に努める。	1 子ども会等が実施する児童を対象とする行事に対して、経費の一部を助成
応急援護事業	早急に援護を必要とする市民を救済する。	1 災害見舞金の支給 2 行旅旅費の支給 3 無縁仏供養
遺族援護事業	戦没者遺族との連携を図る。	1 戦没者追悼式への協力 2 慰霊塔護持会への支援
成田おたすけ隊事業	在宅福祉の増進を本旨とし、相互扶助の精神を基調とした、家事・軽度の介護を主体とする在宅福祉サービスを適切低廉な料金で提供する。	1 利用会員及び協力会員募集 2 コーディネーターの設置 3 利用会員へサービス提供と協力会員の資質向上 4 研修会、交流会の開催 5 会報紙「おたすけ隊通信」の発行
共同募金運動への協力	社会福祉に関する市民の理解を深めると共に、たすけあい意識の高揚と市民の善意を結集し、募金活動が計画的に進められるよう協力する。	1 赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動への協力 2 歳末見舞金の配分

事業	目的	主な実施事項
生活困窮者支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響で急増している生活に困窮している方への支援を目的に、子ども食堂や企業、農家、地域の支援者と連携し、年間を通じた地域内での食料等支援体制を構築する	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料寄贈の受付及びコーディネート</li> <li>2 随時寄贈品配布の実施</li> <li>3 困窮者支援情報リーフレットの作成及び配布</li> <li>4 フードパントリー(食品の無料配布会)の開催</li> </ol>
地域支え合いの場づくり事業	地域で孤立しがちな高齢者から子どもまでが集い交流を促進することを目的として、地域住民が主体となって集いや居場所づくりの立ち上げ、運営するための仕組みを、暮らしサポート成田、地域包括支援センター、第2層生活支援コーディネーター等と協働し構築する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域支え合いサポーター養成講座の開催</li> <li>2 地域支え合いフォーラムの開催</li> <li>3 相談援助対話実践研修の開催</li> <li>4 立ち上げ、運営経費の一部助成</li> <li>5 集いの場(居場所)づくりガイドラインの作成と啓発</li> </ol>
移送サービス事業	道路運送法第78条に規定する福祉有償運送事業として、介護保険の認定を受けた方、又は身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する方で、自宅からの移動が困難な方を対象に、医療機関等への送迎を行うことで福祉の増進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 移送用車両の安全な運行</li> <li>2 利用会員の募集・調査</li> <li>3 運転手の資質向上</li> </ol>
日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	高齢者や障がい者で、判断能力が不十分な人への預貯金の引き出しや、福祉サービスの利用を援助し、財産等の管理を代行する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉サービスの利用援助</li> <li>2 財産の管理</li> <li>3 財産の保全</li> </ol>
善意銀行事業	人々の善意の預託を受け、社会福祉金庫を設置して、自立更生に必要と認められる世帯に対して、資金の貸付を行う。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 金銭、物品の口座を設け、これに関する預託、払い出し業務</li> <li>2 資金の貸付、償還業務</li> <li>3 社協募金箱の設置</li> </ol>
生活福祉資金、臨時特例つなぎ資金貸付事業	低所得世帯、障がい者世帯の経済的自立と更生意欲の助長、促進を図り、また、失業者や日常生活全般に困難を抱える世帯に、生活の立て直しと自立を目的とした貸付事業を行う。  離職等に伴い住居を喪失した世帯が、公的給費、又は公的貸付が支給されるまでの生活費の貸付事業を行う。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活立て直しのための相談支援</li> <li>2 滞納者に対する督促、指導</li> <li>3 担当民生委員との連絡調整</li> <li>4 生活福祉資金貸付相談員および事務員の配置</li> <li>5 生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業、家計改善支援事業との連携</li> <li>6 特例貸付に係る償還免除や償還猶予申請の対応、生活再建に向けた支援</li> </ol>
独居高齢者ふれあい訪問等サービス事業	一人暮らしの高齢者の孤独感を解消し、高齢者と地域社会との交流を深め、もって高齢者の生活を豊かで楽しいものとする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区社協が中心となり、一人暮らしの高齢者で希望された方へ月1回給食等のサービスを実施</li> </ol>

事業	目的	主な実施事項
生活困窮者自立支援事業「暮らしサポート成田」の運営	<p>さまざまな理由で生活に困っている方(世帯)に対して、就労や家計などの支援を包括的に行い、生活の安定と自立の促進を図る。</p> <p>また、他者とのかかわりが乏しく孤立している方が、社会的自立ができるよう、孤立の解消や情報の提供を行い、社会との繋がりを増進する地域づくりを行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自立相談支援事業</li> <li>2 就労準備支援事業</li> <li>3 家計改善支援事業</li> <li>4 住居確保給付金申請業務</li> <li>5 支援調整会議の開催</li> <li>6 社会資源の開発</li> <li>7 ひきこもり家族会、ひきこもり講座の開催</li> <li>8 フリーサロンの開催</li> <li>9 法律と心の相談会の実施</li> <li>10 地域サポーターの活用</li> </ol>
生活支援コーディネーター業務	<p>高齢者の福祉ニーズと支援サービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る必要があることから第2層生活支援コーディネーターと連携し、地域の実情を把握する。</p> <p>地域毎に求められるサービスの傾向を把握し、個々の利用者からのニーズも取り入れながらサービス提供主体との連携体制づくりに取り組む。</p> <p>地域に不足するサービスの開発や、サービスの担い手養成に取り組む。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1層協議体への参加</li> <li>2 ワークショップの開催</li> <li>3 サービス提供主体との連携体制づくり</li> <li>4 地域に不足するサービスの開発</li> <li>5 サービスの担い手養成</li> <li>6 生活支援サービスの充実</li> </ol>
福祉教育の推進	<p>次世代を担う児童に支え合い・助け合い・思いやりのある福祉の心を育む。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉体験学習の実施</li> <li>2 福祉作品コンクールの実施</li> </ol>
福祉用具の貸出	<p>市民への福祉用具の貸出しを行い、社会参加を促し、福祉の向上を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報紙等に事業を掲載し、利用を促す</li> <li>2 車いす、白杖の貸出し</li> <li>3 福祉体験学習への貸し出し</li> </ol>
健康福祉まつりへの参加	<p>成田市健康福祉まつりへ参加協力し、市民への社協事業の紹介及び、福祉の啓発に努める。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社協事業のパネル展示</li> <li>2 ボランティアセンターによるイベントの開催</li> <li>3 健康福祉まつり運営への協力</li> </ol>



## 公益事業

事業	目的	主な実施事項
保健福祉館の管理	保健福祉館の管理業務受託	

## 収益事業

事業	目的	主な実施事項
うなりくんグッズの販売	うなりくんグッズ販売の収益を福祉事業の資金とする。	1 保健福祉館でのうなりくんグッズの販売
自動販売機管理事業	福祉団体助成事業の財源確保のため、市内の公共施設に自動販売機を設置し、収益事業を実施する。	1 自動販売機設置に関する契約に伴う電気料金の請求及び管理収入の受領